

知北平和公園組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月9日

知北平和公園組合

管理者 花 田 勝 重

### 知北平和公園組合規則第3号

知北平和公園組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

知北平和公園組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成17年知北平和公園組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項」に、「条例第15条第3項」を「条例第15条第4項」に改め、「様式第2）を」の次に「知北平和公園組合事務所前掲示場に」を加える。

第3条第1項中「法第15条第3項後段」を「法第15条第4項後段」に、「条例第15条第3項後段」を「条例第15条第4項後段」に改める。

第17条第2項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項」に、「条例第15条第3項」を「条例第15条第4項」に改め、「様式第17）を」の次に「知北平和公園組合事務所前掲示場に」を加える。

様式第2及び様式第17中「起算して」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。